

# 援護基金だより

財団法人札幌法律援護基金

TO60-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階  
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823  
<http://satsu-engo.jp/>

第13号

2013年

## 30年の節目を迎えました

皆様には、社会的弱者、経済的弱者の司法救済を目的とする当援護基金の活動に、いつも特段のご理解とご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

お陰様で、今年で当援護基金は創立30年を迎えることができました。

更に、昨年11月28日には、北海道公益認定審議会より「公益」財団法人の認定がなされ、来る平成25年（2013年）4月1日より正式に「公益財団法人札幌法律援護基金」として新発足することとなりました。

当援護基金の活動が、今後とも「公益」の増進のために重要であることが認証されたと言うべきことです。

札幌弁護士会及び会員弁護士とともに、これまで悪質な商法による消費者の被害の回復のための数多くの調査研究事業を実施することができたこと、全国的に見ても、極めて早期に刑事当番弁護士活動の展開を支援することができたこと、札幌弁護士会と共同で「人権賞」を創設することができたことなど、活動は多彩であったと評価されましょう。そして、30年間に亘るこの公益的な活動を支えていただいた歴代の理事長、理事、常務理事、評議員らの役員の皆様には、心より感謝申し上げる次第です。

併せて、活動を資金面でも支えていただいた北海道、札幌市、札幌弁護士会の皆様にも心よりお礼申し上げます。

30年の節目を迎えるとともに、新しい公益組織体として発足する当援護基金に、これまでにも増してご理解ご支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。



平成25年（2013年）3月

財団法人札幌法律援護基金 理事長 渡辺 英一

# 富川水害訴訟報告

富川水害訴訟弁護団 弁護士 田中 宏

1. 水害訴訟は、大東水害訴訟（最判昭和59年1月26日）での逆転敗訴以来、原告住民側が連戦連敗を続けており、唯一の例外が平成4年12月17日の東京高裁判決（多摩川水害訴訟差戻審）です。今回の裁判で、実に20年ぶりに住民が勝訴したものです。ただ、今回は、国家賠償法1条による勝訴ですので、同法2条における敗訴は続いたままです。
2. 平成15年8月の台風10号の豪雨で二風谷ダムは決壊する危機的状況に陥りました。決壊を避けるため、1秒間に5500トンもの水をダムから放流したのです。当然、下流の水位は、急激に上昇します。本流の水位が支流よりも高くなつた場合には、支流に逆流が起きます。これを防ぐのが樋門です。本件水害時には河口付近の3つの樋門が閉扉されず、逆流が発生し、水害となつたのです。沙流川を管轄していた鶴川河川事業所長は、樋門を閉扉させないまま、樋門操作員に退避の指示をだしたからです。
3. 原告らは、平成17年、所長の退避指示は違法な公権力の行使（国賠法1条）であるとして賠償請求訴訟を提起しました。国は、樋門操作員が、特別職国家公務員であり、人事院規則により、公務員の安全を図る義務があるから退避指示は適切だと主張しました。国は膨大な金をつぎ込み、何人もの学者を動員して、樋門を閉扉しなかつたことと水害が発生したことは因果関係がないと主張しておりました。コンピュータを使って水害の再現計算まで行っています。ハイライトは、退避の指示を出した所長に対する反対尋問でした。所長は、既に退職していたせいか、国の指定代理人のコントロールがきかなかつたようで、反対尋問は功を奏したと思います。
4. 平成23年4月28日の一审判決は、このような樋門操作に従事する人こそ、できる限り樋門操作所にとどまり、逆流の有無の確認を行うべきであると判示し、控訴審判決（平成24年9月21日）もこれを支持しました（上告なく確定）。裁判所の認定は妥当なものでした。



## 常務理事からひとこと

援護基金だより13号をお届けいたします。  
30年目を迎える当援護基金は、平成25年  
(2013年)4月1日より、「公益財団法人札幌法律  
援護基金」として新たな船出をします。社会的弱  
者、経済的弱者の法律問題に対する援助を行い、人  
権擁護と社会正義を実現することを目的とする当基  
金の役割の重要性は一層増すものだと思います。今後

とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上  
げます。

常務理事 朝倉 靖

※援護基金に対する刑事贖罪寄附の申込書は札弁ホームページの会員専用ページ右側の各種ダウンロード書類→実務書式からダウンロードできます。